

送配電等業務指針の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	第122条の7 1項	再接続検討申込の受付期間は第122条の4の回答後どの程度の長さを想定されているかお伺いしたい。この後納付や申告を求められる保証金や負担可能上限額は系統接続希望者にとっては億単位での債務負担行為となり、各社における決裁手続きには40営業日程度かかることも想定されるところ。仮に40営業日程度設けることが難しい場合、北東北募集プロセス時の様な前広な事前情報提供を行って頂きたい。	<p>現行の募集プロセスの実績を踏まえ、再接続検討申込の受付期間は現行と同等の期間である20営業日としております。なお、本内容については第39回広域系統整備委員会にて整理しております。</p> <p>一括検討プロセスにおいても現行と同様、進捗に併せて、事前の情報提供（FAQなど質疑応答含む。）が行われるよう一般送配電事業者に周知します。</p>
2	第123条（全 般）	第123条に基づき系統連系希望者が契約申込みの際に工事費負担金補償契約を締結していても、当該希望者の倒産等により、その後の工事費負担金契約の締結や工事費負担金の入金が行われないことも生じ得る。その場合、プロセスはどのようになるのか。指針変更案からは読み取れない。具体的には、他事業者起因の費用変動に伴う負担可能上限額超過時の補償義務解除や入金済み工事費負担金の返金など。	<p>補償契約締結後に辞退する場合、基本的には他の系統連系希望者と共用する予定であった設備の増強工事費用を負担（補償）しなければなりません。倒産等の理由により止む無く補償義務を果たせず履行できない事業者が発生した場合、他の参加事業者に対しても追加負担を求めることとなり、増強規模見直しも含めた再検討が必要となります。なお、本内容については第39回広域系統整備委員会にて整理しております。</p> <p>補償義務を果たせず履行できない事業者が発生した場合のプロセスの詳細については、今後検討し、別途定めることとしたいと思います。</p> <p>なお、補償義務解除や工事費負担金の返金等、個別の契約内容の詳細については、契約書にて規定されるものと考えております。</p>
3	第123条の5 1項 一号 第123条の7	一括検討プロセスは、工事費負担金の入金が確認されたときに完了とする（第123条の5）が、プロセスの開始日から原則として1年以内に完了させるものとする（第123条の7）、とも規定されている。これはすなわち、従来の工事費負担金契約では認められていた工事進捗に合わせた工事費負担金の分割払いが一括検討プロセスの場合には認められないとも解されるが、工事進捗に合わせた工事費負担金の分割払いは認めるようにすべきではないか。	<p>工事費負担金を分割でお支払いいただいた場合は、工事費負担金の入金の一部が確認されたときに一括検討プロセスが完了となります。</p> <p>なお、一括検討プロセスにおいても、本機関のウェブサイトで公表している『送配電等業務指針第103条第3項に基づく「工事費負担金の支払い条件の変更に応じる」場合の考え方について』（2018年12月14日）のとおり、工事費負担金の分割払いは認められるものと考えております。</p>
4	第123条2項	<p>一括検討プロセスにともなう、工事費負担金の補償に関する契約等については、事業者による検討期間が制限されると想定されるため、事前に契約書のひな型を公開していただきたい。</p> <p>また、補償契約不履行事業者発生時の一括検討での対応については、発電事業を継続的に営んでいる会社とそうでない会社の間で、ペナルティの重さが実質的に変わるような抑止策（例えば次回から一括検討プロセスに参加できないペナルティなどは継続的に発電事業を営んでいる会社にとっては重大だがそうでない会社にとっては軽微な影響しかないと考えられる）は避けて、誠実に発電事業に取り組んでいる事業者が一方的に不利になるようなことのない実効性がある抑止策を検討して欲しい。</p>	<p>業務規程第80条の変更案に基づき定める「電源接続案件一括検討プロセスの手続等」に、一般送配電事業者は工事費負担金の補償に関する契約書のひな型を公表する旨を規定する方向で検討を進めております。</p> <p>系統連系希望者は、負担可能上限額申告と合わせてデポジットを支払い、かつ事前に工事費負担金補償契約を締結する必要があるため、それぞれの時点で意思決定がされていると考えています。このため、工事費負担金補償契約締結後に契約不履行となるケースは想定できるものの、悪意のある辞退や恣意的な辞退は考えにくいものと思料しております。</p> <p>よって、補償契約不履行事業者発生時の一括検討プロセスでの対応については、全ての系統連系希望者に対して未然防止策を適用することは過度な対策になると考え、補償契約不履行事業者に対して、他の一括検討プロセスに申込みされる場合に第三者保証を求めるという事後対策を設けることを対策の一つと考えております（本内容については第39回広域系統整備委員会にて整理しております）。</p> <p>なお、一括検討プロセスの実施状況を踏まえ、未然防止策ほか対応も今後検討したいと思います。</p>